

横浜市と e-Mobility Power が EV 普及促進に向けた連携協定を締結 ～充電インフラを拡大して「次世代自動車先進都市 YOKOHAMA」を共に目指します～

このたび、横浜市、株式会社 e-Mobility Power^{※1}は、令和2年3月17日、「横浜市内のEV普及促進に向けた連携協定」を締結しました。

本協定により、市内で電気自動車・プラグインハイブリッド車（以下総称して「EV」という。）に乗りやすい環境整備や、充電インフラ^{※2}拡大に資する新たな仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。市内のEV普及に寄与することを目的に、充電インフラを拡大し、「Zero Carbon Yokohama」や将来的な日本のEV社会を見据えた「次世代自動車^{※3}先進都市 YOKOHAMA」を共に目指します。

※1 東京電力ホールディングスと中部電力が次世代自動車を支えるために設立した共同出資会社です。電気事業で培ってきた技術やノウハウを活用し、充電器の設置や充電ネットワークの拡充ならびにサービスの提供を行います。

※2 一般開放されている充電器

※3 電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車

1 経緯

- 横浜市は、Zero Carbon Yokohama を掲げ 2050 年までの脱炭素化を目指しています。市の地球温暖化対策実行計画では、低炭素型次世代交通の普及促進を重点施策の一つとして位置づけ、EV の普及に不可欠な充電インフラ整備に取り組んでいます。
- このたび、テーマ型共創フロント^{※4}を通じて、市内 EV 普及に向けた具体的な協力の提案をいただき、連携協定の締結を行う運びとなりました。

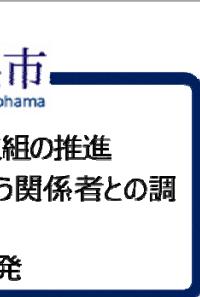
【充電の様子（資源循環局都筑工場）】



※4 行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口

2 主な協定内容

- (1) 市内充電インフラの拡大に関すること
- (2) 充電インフラ拡大のための新たな仕組みづくりに関すること
- (3) 充電インフラを活用したまちづくりに関すること



両者の役割

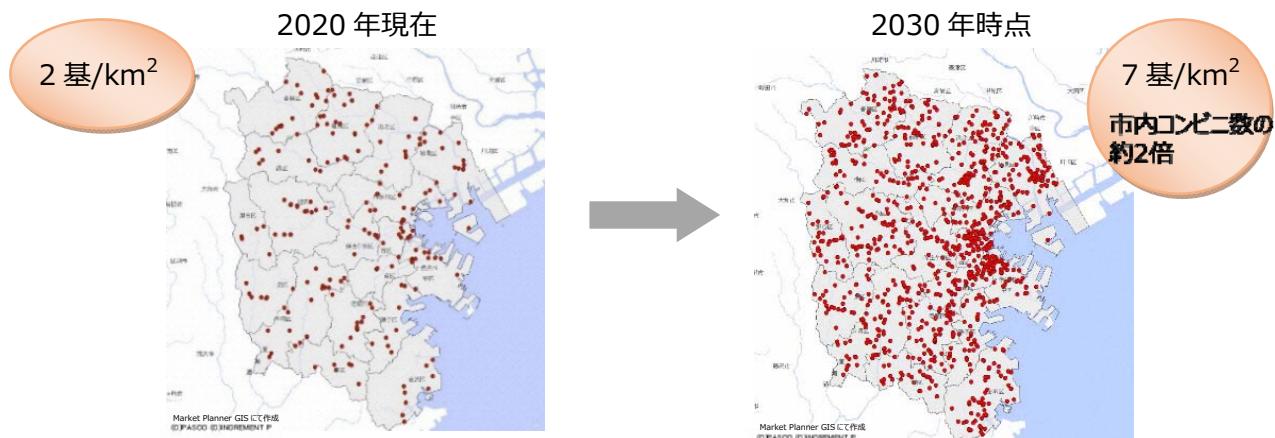


3 具体的な取組内容

(1) 市内充電インフラの拡大

- ・横浜市は、自家用乗用車数が多くEV化ポテンシャルが高いと考えられます。このため市内の充電インフラを重点的・優先的に整備することで、より一層、EVの普及が加速する環境を整えます。
- ・取組に賛同いただけける企業・団体等とも協調しながら、充電インフラの空白エリアへの新設や、充電渋滞発生箇所への増設、モデル地区（港北区/青葉区）での集中設置を実施し、2030年までに市内の充電インフラを現在の約800基から約3,000基にすることを目指します。※5

【充電インフラ整備状況イメージ】



※5 急速充電器および普通充電器の合計

(市内EVが10万台程度(市内自家用乗用車の10台に1台がEV)に増加した場合を想定)

(2) 充電インフラの拡大のための新たな仕組みづくり

横浜市は、e-Mobility Powerと連携し、集合住宅や国内では設置事例のない場所への設置支援(新基準策定や規制緩和等)に取り組みます。具体的な内容は決定次第お知らせいたします。

【集合住宅の充電器設置イメージ】



(3) 充電インフラを活用したまちづくり

- ・地域防災拠点や観光地には、防災機能（EVから電気を取り出す装置）やデジタルサイネージ機能が付いた充電インフラを設置し地域の防災力向上や活性化に生かしていきます。
- ・市内で発電された再生可能エネルギーでEVが走行できる仕組みづくりに取り組み、市内CO₂排出量削減や再エネ地産地消の実現を目指します。

お問合せ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 Tel 045-671-2636

株式会社 e-Mobility Power 企画部 Tel 03-6275-1745

横浜市内のEV普及促進に向けた連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社e-Mobility Power（以下「乙」という。）は、両者の公民連携による取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜市内の電気自動車・プラグインハイブリッド車（以下総称して「EV」という。）の普及促進を図るために充電インフラの拡大を協働で推進し、Zero Carbon Yokohama の実現、将来的な日本のEV社会を見据えた市内のEV普及に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 市内充電インフラの拡大に関すること
- (2) 充電インフラ拡大のための新たな仕組みづくりに関すること
- (3) 充電インフラを活用したまちづくりに関すること
- (4) EV普及に資する活動に関すること

2 前項に定める連携における内容や役割分担等の具体的詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（第三者との関係）

第3条 甲及び乙は、本協定とは別に、第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、協力事項の検討、実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、

期間満了の 3 か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに 1 年間継続し、以後も同様とする。

(協議事項)

第 7 条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して解決する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 17 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 東京都港区三田 3 丁目 3 番 16 号
三田日東ダイビル 4F
株式会社 e-Mobility Power
代表取締役社長 四ツ柳 尚子